

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第9条 溢水による損傷の防止等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r.9.0)	資料全般	誤記修正 「、」⇒「,」	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r.7.0)	資料全般	誤記修正 「、」⇒「,」	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r.7.0)	資料全般	用語統一 「全て」⇒「すべて」 「出来る」⇒「できる」 「など」⇒「等」等	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r.7.0)	9-1	条文間整合のため目次を修正した。	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r.9.0)	目次	条文間整合のため目次を修正した。	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r.9.0)	9条-別添-ii	ページ番号修正	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r.9.0)	9条-別添1-55, 56	<ul style="list-style-type: none"> 地震時に一次系放水ピット開口部から原子炉補機冷却海水等の系統排水を敷地に流出させない方針とし、電気建屋内の溢水水位を見直した。 なお、電気建屋内の溢水水位については、一次系放水ピット隔壁に生じたひび割れから電気建屋内に漏えいし、電気建屋内の溢水水位が一次系放水ピットと同じ水位まで上昇する可能性を考慮する。 具体的には原子炉補機冷却海水放水路(以下、補機放水路という)の上端高さであるT.P.8.7mまで、一次系放水ピット水位が上昇し、電気建屋内も同水位まで水没する想定としている。 T.P.8.7mについて、原子炉補機冷却海水等の系統排水によって、補機放水路が満水になることはないため、保守的な設定となっている。 	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r.7.0)	9-別添1-97, 98	同上	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r.9.0)	9条-別添1-56	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却海水ポンプ4台起動時に一次系放水ピットの水位はT.P.8.1mであり、原子炉補機冷却海水放水路の流路開口上端のT.P.8.7mより低く、一次系放水ピット隔壁のひび割れを考慮した電気建屋内の溢水水位をT.P.8.7mに設定することは保守的な設定である。 上記、水位設定の保守性について、資料に記載反映している。 	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 7. 0)	9-別添1-98	同上	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 9. 0)	9 条-別添1-64	循環水ポンプ建屋のうち取水ビットポンプ室におけるひび割れに対する考え方について記載を追加した。	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 7. 0)	9 -別添1-111	同上	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 9. 0)	9 条-別添1-65	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水排水設備については、想定される事象等を考慮し、信頼性向上対策を施すことで、供用期間の全ての状態において機能喪失しない設計とすることを踏まえ、記載を適正化している。 【変更前】 <ul style="list-style-type: none"> ・なお、地下水排水設備については、基準地震動による地震力に対して耐震性を確保する設計とする。(2)項の最後になお書きで記載) 【変更後】 <ul style="list-style-type: none"> ・地下水排水設備については、想定される事象等を考慮し、信頼性向上対策を施すことで、供用期間の全ての状態において機能喪失しない設計とするものの、仮に湧水ビットポンプ停止・・・(前提条件として、(2)項の冒頭に記載) 	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 7. 0)	9 -別添1-110	同上	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 9. 0)	9条-別添1-添9-8	検討結果として以下を追記した。 「最大残留ひび割れ幅は「維持管理指針」に示される評価基準である「0.2mm」を超えないことを確認した」	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 7. 0)	9条-別添1-添10-15～19, 30～36	<ul style="list-style-type: none"> ・電気建屋に記載されていた溢水伝播経路の凡例を削除した。 ・添付資料10においては、溢水防護区画がある建屋の溢水伝播経路を示すべきところ、溢水防護区画に関係しない電気建屋への経路が混在していたことから、記載を適正化している。 	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 7. 0)	9-別添1-添10-20～24, 35～41	同上	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 7. 0)	9-別添1-添11-1	相違理由欄に「記載表現の相違」が漏れていたため、記載した。	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 9. 0)	9条-別添1-添16-2, 3	表4と表5の出入管理建屋及び電気建屋の溢水量について、系統溢水量が実際の隔離時間の溢水量となっていたので、隔離時間を80分と想定した溢水量に修正した。	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 7. 0)	9-別添1-添16-5, 6	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 9. 0)	9条-別添1-添16-2	表4の循環水系統の系統溢水量について、循環水ポンプ建屋の配管径を用いていたため、タービン建屋の配管系を用いた数値に修正した。	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 7. 0)	9-別添1-添16-4	同上	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 9. 0)	9条-別添1-添16-2	表3に循環水系統の溢水量を追加した。 本修正に伴い、以降の表番号を変更した。	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 7. 0)	9-別添1-添16-4	同上	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 9. 0)	9条-別添1-添22-4	評価エリア番号「3RB-K-N4」の備考欄の記載について、伝播経路を見直したことにより、以下のとおり修正した。 誤：「階段室を経由して」 正：「エレベータを経由して」	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 7. 0)	9-別添1-添22-7	同上	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 9. 0)	9条-別添1-添27 全般 9条-別添1-添28 全般	・電気建屋及び出入管理建屋の溢水経路図について、溢水経路を示す対象を各建屋内で生じる溢水のみとしている。	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 7. 0)	9-別添1-添27 全般 9-別添1-添28 全般	同上	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 7. 0)	9-別添1-添30-13	(b) 床面開口部及び床貫通部 の記載を大飯に合わせた記載に修正した。 (別添1本文の修正の反映)	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 9. 0)	9条-別添1-添30-16	同上	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 9. 0)	9条-別添1-添30-4 9条-別添1-添30-5	・誤記修正 (誤) 「考量」⇒(正) 「考慮」 ・以下の文言を削除した。 「循環水管の破損評価は全円周状破損を想定する地震による溢水評価が支配的となることから、地震起因による溢水評価で代表した。」	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 7. 0)	9-別添1-添30-4 9-別添1-添30-5	同上	
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 7. 0)	9-別添1-補2-5	相違理由欄に「記載表現の相違」が漏れていたため、記載した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r. 9. 0）	9条-別添1-補11-19~32	「なお、地震時において扉の開放ができない場合等により、漏えい箇所の特 定ルートにアクセスできない場合は、破損による漏えいが発生していると判 断し、隔離操作箇所への移動に切り替えることとする。この場合の漏えい箇 所の特定に要する時間は、上記の時間（出入管理建屋・電気建屋：20分、 タービン建屋：5分）を下回ることから、評価では漏えい箇所の特定に要す る時間（出入管理建屋・電気建屋：20分、タービン建屋：5分）を考慮す る。」ことを補足説明資料11に反映した。 また、図2 地震時の隔離操作時におけるアクセス通路の凡例に「※扉の開放 ができない場合等により、漏えい箇所の特定ルートにアクセスできない場合 は、破損による漏えいが発生していると判断し、隔離操作箇所への移動に切 り替える。詳細については、別紙4に記載する。」ことを併せて反映した。	
35	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r. 9. 0）	9条-別添1-補11-36	同上	
36	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止（DB09-9 r. 7. 0）	9-別添1-補11-20~25 9-別添1-補11-44	「なお、地震時において扉の開放ができない場合等により、漏えい箇所の特 定ルートにアクセスできない場合は、破損による漏えいが発生していると判 断し、隔離操作箇所への移動に切り替えることとする。この場合の漏えい箇 所の特定に要する時間は、上記の時間（出入管理建屋・電気建屋：20分、 タービン建屋：5分）を下回ることから、評価では漏えい箇所の特定に要す る時間（出入管理建屋・電気建屋：20分、タービン建屋：5分）を考慮す る。」ことを補足説明資料11に反映した。 また、図2 地震時の隔離操作時におけるアクセス通路の凡例に「※扉の開放 ができない場合等により、漏えい箇所の特定ルートにアクセスできない場合 は、破損による漏えいが発生していると判断し、隔離操作箇所への移動に切 り替える。詳細については、別紙4に記載する。」ことを併せて反映した。	
37	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止（DB09-9 r. 7. 0）	9-別添1-補11-2~3	相違理由欄に「記載表現の相違」が漏れていたため、記載した。	
38	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止（DB09-9 r. 7. 0）	9-別添1-補11-8	追而枠が記載されていなかったため、記載した。	
39	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止（DB09-9 r. 7. 0）	9-別添1-補11-11, 13	アクセスに要する時間について、一律水深10cmの条件で算出していることを 記載した。また、相違理由についても、溢水水位にかかわらず、水深10cmで アクセスに要する時間を算出していることを記載した。	
40	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止（DB09-9 r. 7. 0）	9-別添1-補11-36	追而の表現を以下のとおり見直した。 誤：「下表」 正：「以下」	
41	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r. 9. 0）	9条-別添1-補11-8, 18	アクセスに要する時間について、一律水深10cmの条件で算出していることを 記載した。	
42	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止（DB09-9 r. 7. 0）	9条-別添1-補11-33	追而の表現を以下のとおり見直した。 誤：「下表」 正：「以下」	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
43	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 9. 0)	9条-別添1-補11-3	・表2に循環水ポンプ建屋へのアクセス性評価結果及び循環水ポンプ建屋の漏えい箇所特定における時間を追加した。	
44	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 7. 0)	9-別添1-補11-3	同上	
45	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 9. 0)	9条-別添1-補11-35	・漏えい箇所の特定時間時間として10分が保守的なことを以下のとおり記載した。 「上記の算出結果より、補足説明資料12「想定破損評価における隔離時間の妥当性について」及び補足説明資料14「地震時溢水評価における隔離時間の妥当性について」にて整理している漏えい箇所特定に要する時間(出入管理建屋・電気建屋:20分, タービン建屋:5分, 循環水ポンプ建屋:10分)は十分保守的な設定である。」	
46	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 7. 0)	9-別添1-補11-44	同上	
47	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 9. 0)	9条-別添1-補12-16	・3.2の隔離例として、循環水ポンプ建屋内の循環水系統の隔離時間の評価例を示す旨を記載した。 ・配管破断による異常を早期に検知する手段として「④ 漏えい検知器による警報(漏えい検知)」を追加した。また、本追加に伴い、検知手段の数を「3つ」から「4つ」に変更した。	
48	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 7. 0)	9-別添1-補12-22	同上	
49	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 9. 0)	9条-別添1-補12-17, 19~20	・隔離に必要な時間例として、「循環水ポンプ建屋内の循環水系統」を追加した。	
50	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 7. 0)	9-別添1-補12-22, 27~31	同上	
51	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 9. 0)	9条-別添1-補12-21	循環水ポンプ建屋の循環水系統の隔離時間を追加したことにより、表7-3を追加した。	
52	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 7. 0)	9-別添1-補12-34	同上	
53	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 9. 0)	9条-別添1-補12-24	循環水ポンプ建屋の循環水系統の溢水量の算出根拠を記載した。	
54	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 7. 0)	9-別添1-補12-35, 36	同上	
55	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 9. 0)	9条-別添1-補13-5	エネルギー配管の検知性確認結果に循環水ポンプ建屋の漏えい検知器を追加した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
56	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r. 9. 0）	9-別添1-補13-11	同上	
57	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r. 9. 0）	9 条-別添1-補14 全般	以下の保守的な条件を明記した。 ・隔離時間の設定において、算出時間並びに実測時間に保守性を持たせた値を評価に用いる隔離時間としている。 ・溢水が滞留しないエリアであっても全エリアに10cmの溢水水位を想定し、水深10cmにおける歩行速度を用いて移動速度を算出している。	
58	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止（DB09-9 r. 7. 0）	9 -別添1-補14 全般	同上	
59	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r. 9. 0）	9 条-別添1-補14 全般 9条-別添1-補35-2	「事象の判断」から「時間余裕」に記載表現を見直した。	
60	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止（DB09-9 r. 7. 0）	9 -別添1-補14 全般 9 -別添1-補35-4	同上	
61	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r. 9. 0）	9条-別添1-補22-34	蒸気暴露試験を実施した中継端子箱と同様な構成部品であり問題ない旨を記載した。	
62	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止（DB09-9 r. 7. 0）	9-別添1-補22-43	同上	
63	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止（DB09-9 r. 7. 0）	9条-別添1-補22-35	電気ヒータの金属製の構成部品を明確化した。 旧：「ー」 新：「ヒータ」	
64	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r. 9. 0）	9-別添1-補22-44	同上	
65	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r. 9. 0）	9条-別添1-補34-3	図1の記載を充実し、耐震Cクラス（バウンダリ機能維持）の対象配管（系統）を整理した	
66	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止（DB09-9 r. 7. 0）	9-別添1-補34-3	図1の記載を充実し、耐震Cクラス（バウンダリ機能維持）の対象配管（系統）を整理した	
67	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r. 9. 0）	9条-別添1-補34 全般	防護対象区画である海水ポンプエリアと防護対象区画外である循環水ポンプエリア及び海水ストレーナ室について、それぞれの溢水影響評価を記載するよう構成を見直した。	
68	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止（DB09-9 r. 7. 0）	9-別添1-補34 全般	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
69	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r. 9. 0）	9条-別添1-補36-12, 15	誤記訂正 「原子炉補機冷却海水系戻り統配管」⇒「原子炉補機冷却海水系統戻り配管」	
70	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止（DB09-9 r. 7. 0）	9-別添1-補36-27	同上	
71	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止（DB09-9 r. 7. 0）	9-別添1-補38-3	別ハザードからの溢水影響について、追而としていた地滑りの記載を反映し、追而を解消した。	
72	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止（DB09-9 r. 7. 0）	9条-別添1-補38-2	同上	